

法テラスの犯罪被害者支援業務

相談窓口のご案内

法テラスでは、犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携のもと、各地の相談窓口の情報(*)を収集し、「その方が必要とされている支援」を行っている窓口をご案内します。

(*)お住まいの近くの支援団体の支援内容、連絡先など

法制度のご紹介

被害にあわれた方やご家族の方などが、その被害に係る刑事手続に適切に関与したり、お受けになった損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報(**)をご提供します。

(**)刑事手続の流れ、各種支援制度など

犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介

法テラス地方事務所では、犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、弁護士による法律相談等の支援を必要とされる場合には、個々の状況に応じて、弁護士をご紹介します。

ご紹介する弁護士は、弁護士会からの推薦を受けている犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士で、犯罪被害にあわれた方に二次被害を与えないよう心情に配慮しながら、法律相談を行い、必要に応じて、代理人として活動します。

また、弁護士費用等については、その方の経済状況等に応じて、民事法律扶助や日弁連委託援助の制度をご利用いただけます。

犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介

弁護士を通じた援助制度の利用

民事法律扶助(法律相談援助・代理援助)

民事裁判等手続に関する援助として、無料法律相談を行い(「法律相談援助」)、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行います(「代理援助」「書状作成援助」)。
例)損害賠償請求、保護命令の申立てなど

援助要件

- ・収入等が一定額以下であること
- ・債務の戻込みがないこと
- ・民事法律扶助の趣旨に適合すること

日弁連委託援助(法律相談援助・代理援助)

殺人、傷害、監禁、強制わいせつなど、生命、身体、自由に対する犯罪や、配偶者暴力(DV)、ストーカー行為による被害を受けた方やご家族の方などに、刑事裁判、少年審判及び行政手続等に関する援助を行います。
例)告訴・起訴、事情聴取・法廷傍聴同行、記録閲覧、マスコミ対応など

援助要件

- ・収入等が一定額以下であること
- ・弁護士に依頼する必要性・相当性があること

全国の「法テラス」所在地一覧

業務時間 平日9:00~17:00

北海道	札幌	0503383-5555	T060-0061	札幌市中央区南1条西1-1	コンチネンタルビル8F
	函館	0503383-5560	T040-0063	函館市若松町6-7	三井生命函館若松ビル5F
	旭川	0503383-5566	T070-0033	旭川市3条通9-1704-1	住友生命旭川ビル6F
	釧路	0503383-5567	T085-0847	釧路市大町1-1-1	酒井洋行ビル6F
東北	宮城	0503383-5535	T980-0811	仙台市青葉区一番町2-10-17	仙台一番町ビル1F
	福島	0503383-5540	T960-8131	福島市北五老内町7-5	イズム3ビル4F
	山形	0503383-5544	T990-0042	山形市七丁目2-7-10	NANABEANS8F
	岩手	0503383-5546	T020-0022	盛岡市大通1-2-1	岩手県産業会館本館2F
関東	秋田	0503383-5550	T010-0001	秋田市中通5-1-51	北都銀行本店別館5F
	青森	0503383-5552	T030-0861	青森市長島1-3-1	日本赤十字社青森県支店ビル2F
	東京	0503383-5300	T160-0004	新宿区四谷1-4	新宿駅ビル1-3F
	神奈川	0503383-5360	T231-0023	横浜市中央区山下町2	産業貿易センタービル10F
中部	埼玉	0503383-5375	T330-0063	さいたま市西区高砂3-17-15	さいたま工芸会館5F
	千葉	0503383-5381	T260-0013	千葉市中央区中央4-5-1	Qibell(きびーる)2F
	茨城	0503383-5390	T310-0062	水戸市大町3-4-36	大町ビル3F
	栃木	0503383-5395	T320-0033	宇都宮市本町4-15	宇都宮NHビル2F
近畿	群馬	0503383-5399	T371-0022	前橋市千代田町2-5-1	前橋テラス5F
	静岡	0503383-5400	T420-0853	静岡市葵区道手町9-18	静岡中央ビル2-11F
	山梨	0503383-5411	T400-0032	甲府市中央1-12-37	IRIXビル1-2F
	長野	0503383-5415	T380-0835	長野市新田町1485-1	長野市もみせんビル3F
中国	新潟	0503383-5420	T951-8118	新潟市中央区中央通1番町86-51	新潟県中通ビル2F
	愛知	0503383-5460	T460-0008	名古屋市中区栄4-1-8	栄サンシティビル15F
	三重	0503383-5470	T514-0033	津市丸之内34-5	津中央ビル
	岐阜	0503383-5471	T500-8812	岐阜市美江寺町1-27	第一住宅ビル2F
四国	福井	0503383-5475	T910-0004	福井市宝永4-3-1	三井生命福井ビル2F
	石川	0503383-5477	T920-0911	金沢市鶴岡町1-8	金沢市鶴岡ビル
	富山	0503383-5480	T930-0076	富山市長柄町3-4-1	富山県弁護士会館1F
	大阪	0503383-5425	T530-0047	大阪市北区西天満1-12-5	大阪弁護士会館81F
九州	京都	0503383-5433	T604-8005	京都市中京区河原町通三条上る恵比寿町427	京都毎日会館5F
	兵庫	0503383-5440	T650-0044	神戸市中央区南港町1-1-3	神戸ウクスルクタワービル13F
	奈良	0503383-5450	T630-8241	奈良市高天町38-3	近鉄高天ビル4F
	滋賀	0503383-5454	T520-0047	大津市浜大津1-2-22	大津府中日生ビル5F
九州	和歌山	0503383-5457	T640-8152	和歌山市十番丁15	市川ビル2F
	広島	0503383-5485	T730-0013	広島市中区八丁町2-31	広島清池ビル1-6F
	山口	0503383-5490	T753-0072	山口市大手町9-11	山口県協会会館5F
	岡山	0503383-5491	T700-0817	岡山市弓之町2-15	弓之町シティセンタービル2F
九州	鳥取	0503383-5495	T680-0022	鳥取市西町2-311	鳥取市福祉文化会館5F
	島根	0503383-5500	T690-0884	松江市南田町60	
	香川	0503383-5570	T760-0023	高松市勇町2-3-11	高松丸田ビル8F
	徳島	0503383-5575	T770-0855	徳島市新堀町1-31	徳島弁護士会館4F
九州	高知	0503383-5577	T780-0870	高知市本町4-1-37	丸の内ビル2F
	愛媛	0503383-5580	T790-0001	松山市一番町4-1-11	共栄興業一番町ビル4F
	福岡	0503383-5501	T810-0004	福岡市中央区基道通5-14-12	南天神ビル4F
	佐賀	0503383-5510	T840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8	太陽生命佐賀ビル3F
九州	長崎	0503383-5515	T950-0875	長崎市長町1-25	長崎MSビル2F
	大分	0503383-5520	T970-0045	大分市鶴崎町2-1-7	
	熊本	0503383-5522	T960-0806	熊本市花畑町7-10	熊本県産業文化会館5F
	鹿児島	0503383-5525	T982-0827	鹿児島市中華1-11	MY龍苑島第2ビル5F
九州	宮崎	0503383-5530	T980-0803	定崎市組1-2-2	宮崎県企業会館3F
	沖縄	0503383-5533	T900-0023	那覇市基道1-5-17	プロフェスビル別館2-3F

お近くの「法テラス」のほか、コールセンターでもお問い合わせをお受けしています。

コールセンター 平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00

なくことないよ

犯罪被害者支援ダイヤル **0570-079714**

金銭の貸し借りなど、様々な法的な困りごとについては、ダイヤル **0570-078374**

※「0570」はナビダイヤルの番号です。固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円(税別)で通話することができます。

※PHS・IP電話からは、03-6745-5601(一般ダイヤルは03-6745-5600)にお電話ください。

犯罪被害者支援Q&Aシリーズ①

犯罪被害者支援 Q&A



法テラスへのお問い合わせの多いご質問や
犯罪被害にあわれた方への支援制度などをご紹介します。

日本司法支援センター

法テラス

(総合法律支援法に基づいて設立された法人です。)

Q1 犯罪被害にいました。告訴するよう勧められましたが、告訴とは何ですか。何もする気力が起きないのですが、告訴しなければいけませんか？

被害届の提出、告訴、告発等は、捜査の開始のきっかけとなるもので、警察署等で行うことができます。また、けがをしているなどの事情がある場合は、警察が被害者のいるところに出向いて、お話を伺う場合もあります。

被害届の提出や告訴は義務ではなく、気力が出るまで無理して行う必要はありませんが、被害を届け出ることは、自分自身が再び被害にあったり、他の人が同じ加害者から被害を受けたりすることを防ぐことにつながります。また、事件から日が経つほど、捜査機関による証拠集め等が難しくなりますので、**処罰を希望する場合は、できるだけ早期に行うことがよいでしょう。**

なお、単独犯による強姦罪や強制わいせつ罪、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に規定されるストーカー行為等は、告訴がなければ、検察官が裁判所に刑事裁判を求めること（起訴）ができないため、加害者の処罰を求めるには告訴が必要です（このような犯罪を**親告罪**と呼んでいます）。

※被害届：被害者が犯罪の被害にあったことを捜査機関に届け出ること

※告訴：被害者や、被害者が死亡した場合の配偶者や親子等、告訴権を有する一定の者（告訴権者）が、捜査機関に対して犯罪事実を申告して処罰を求めること

※告発：告訴権者以外の第三者が、捜査機関に対して犯罪事実を申告して処罰を求めること

Q2 告訴はいつまでにする必要がありますか？ 後で取り消せますか？

親告罪は、加害者を知った日から6か月以内に告訴しなければなりません。強姦罪等については、**告訴期間の制限はありません**。ただし、公訴時効が成立すると、加害者を処罰することができなくなります（例：強姦罪の場合は被害の日から10年）。

告訴は、検察官が起訴するまで取り消すことができます。ただし、一度取り消した場合には、再び告訴することはできません。

Q3 加害者が捕まらず、毎日怖い。身の安全を守るには、どうしたらよいですか？

警察では、**防犯に関する助言**を行っています。また、状況に応じ、地域警察官による被害者の自宅や勤務先の**パトロールの強化**等を行います。**緊急通報用の携帯電話や通報装置**を警察から貸与してもら



☒ える場合もあります。詳しくは、警察本部又は警察署にご相談ください。

Q4 加害者が逮捕されましたが、すぐに釈放されることはありますか？ 留置されないこともありますか？

警察官が加害者を逮捕すると、**48時間以内に検察官に事件を送らなければなりません（送致）**。その間、多くの場合は、**警察署の留置施設等で身柄拘束**されます。

検察官に送致後、更に証拠隠滅又は逃亡のおそれが認められる場合等は、その後も引き続き身柄拘束されること（**勾留**）があります。**勾留の期間は原則10日間（最大20日間。一部犯罪を除く）**です。

検察官は、この間に警察が捜査した結果等を踏まえて、加害者を**起訴**するかどうかを決めます。したがって、逮捕された場合でも、加害者が必ずしもそのまま起訴されるとは限らず、**起訴猶予や嫌疑不十分等の理由や処分保留のまま釈放**されることもあります。

Q5 捜査が開始されましたが、捜査では、どのような協力を求められますか？ 自分の供述調書のコピーをもらうことはできますか？

加害者に対して適正な刑罰を科すため、事件の事実関係や心情等について、**警察や検察官による事情聴取**を受けることになります。

警察は、犯罪を捜査すると検察官に事件を送致します。

検察官は、警察とは独立した捜査機関として、警察から送られた捜査書類や証拠物を基礎に、更に捜査をするなどし、加害者を起訴するか否かを判断します。そのため、被害の状況を確認したり、被害者の事件後の生活状況や加害者に対する心情を正確に把握するため、検察官が改めて被害者の事情聴取を行う必要があることもあり、そのような場合は、被害者の方々の協力が必要となります。

このほか、**証拠物の提出や事件現場での状況説明（実況見分）への立会い等**の協力を求められることがあります。

なお、自分の**供述調書**であっても、コピーをもらうことはできません。ただし、捜査機関が供述調書を作成する際に、通常は**口頭で内容を確認**しますが、あなた自身がその供述調書を読んで確認することもでき、その場で訂正を求めることができます。

Q6 捜査機関から事情聴取を求められました。事件以来、男性が怖くて話ができず、担当する警察官等が男性ではないかと不安です。

警察や検察庁では、捜査の過程において被害者に精神的な被害

【警察からの被害】

（二次被害）を与えることがないよう、事情聴取等の際には、精神的負担を軽減するための施策を推進しています。事情聴取や捜査状況の連絡等を行う担当者を女性にしてもらいたいなど、心配や不安に思うことがある場合には、捜査機関にあらかじめその旨ご相談ください。

Q7 不起訴への不服を訴えることはできますか。また、不起訴になった事件の記録を見ることができますか？

被害者や告訴人等は、不起訴を不服として、事件を担当した検察庁がある地域の地方裁判所内にある検察審査会に審査を申し立てることができます。

不起訴記録は、原則として閲覧はできません。しかし、加害者に対する損害賠償請求等に必要と認められるときは、捜査・公判に支障が生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調査や客観的な証拠書類の閲覧等を行うことができます。事件を担当した検察庁にお問い合わせください。

Q8 裁判は公開で行われると聞いていますが、私の名前や住所も公にされますか？ また、証人になる場合は加害者や傍聴人の前に立つのですか？

通常、裁判は公開で行われ、被害者の氏名等は起訴状朗読等の際に読み上げられますが、性犯罪等の被害者の氏名や住所等については、公開の法廷で明らかにしないように、検察官を通じて裁判所に対し要請することができます。裁判所がその旨の決定をした場合には、起訴状の朗読等の訴訟手続が、被害者の氏名や住所等を明らかにしない方法により行われます。

また、証人尋問の際、裁判所の判断により、法廷内についてを立てたり（証人への遮へい）、別室からテレビモニターを通じて回答すること（ビデオリンク方式）により、加害者や傍聴人から姿を見られないようにするなどの配慮措置が採られる場合があります。希望される場合は、裁判所や検察官にご相談ください。

Q9 裁判を見に行っただ方が良いですか？ 座席の確保や、遮影を持って行くにはどうすればよいですか？

裁判所で審理や判決がされる日（公判期日）に裁判を見に行くこと（傍聴）は義務ではありませんが、加害者の発言を聞く唯一の機会となる場合もありますので、ご相談されてはいかがでしょうか。「傍聴したいが一人で行くのは不安だ」という場合は、民間被害者支援団体等による付添い等の支援を受けられることもありますので、民間

被害者支援団体や警察等へご相談ください。

なお、傍聴席の確保や遮影の持込みについては、事前に裁判所にご相談ください。

また、被害者が刑事裁判に参加する制度が平成20年12月までに導入されます。刑事裁判に参加することを許された被害者は、被告人や検察官と同様に、公判期日に出席することができるようになります。

Q10 被害に関する思いを直接裁判官に伝えられますか？ また、加害者や証人に質問することはできますか？

被害者の心情等については、書面や口頭で、直接裁判所に意見を述べる「意見陳述」という制度があります。意見陳述の内容は、犯罪事実の有無に関する証拠とはなりません。量刑を判断するための資料となります。

また、証人として被害感情を証言することもできます。

さらに、被害者が刑事裁判に参加する制度が平成20年12月までに導入されます。刑事裁判に参加することを許された被害者は、一定の範囲で、事実関係や法律の適用について意見を述べることや、加害者等に直接質問をすることができるようになります。

Q11 被害にあった事件の処分や裁判の結果等を知ることができますか？ また、その刑事裁判の記録を見ることができますか？

警察からは、被害者等の希望により、①捜査の状況、②被害者の氏名・年齢、検察状況、③事件が送致された検察庁や起訴・不起訴の結果、④起訴された裁判所等について連絡を受けることができます（被害者連絡制度）。

検察庁からは、被害者等の希望により、①事件の処理結果（公判請求、略式請求、不起訴、家裁送致等）、②公判期日、③裁判結果（裁判の主文等）、④加害者の刑の執行終了予定時期、⑤受刑中の加害者が収容されている刑事施設の名称等の処遇状況に関する事項、⑥仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項、⑦執行終了の言渡しや取消しに関する事項等について通知を受けることができます。

また、被害者等の希望により、地方更生保護委員会からは、仮釈放審理の開始・結果に関する事項について、保護観察所からは、保護観察の開始・終了に関する事項や保護観察中の処遇状況に関する事項について通知を受けることができます（被害者等通知制度）。

なお、地方更生保護委員会が行う加害者の仮釈放の審理に当たって意見等を述べたり、保護観察所において被害に関する心情等を述べて、これを保護観察中の加害者に伝えてもらうこともできます。

刑事裁判手続で提出された記録は、その刑事事件の第一回公判期日後、裁判が終結するまでは、その事件を扱う裁判所に申し出れば、

原則として閲覧をすることができます。また、刑事事件の判決が確定した後は、その事件の第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁で記録を保管していますので、その検察庁に請求することにより、原則として閲覧をすることができます。

Q12 未成年者に殴られけがをしましたが、その加害者は、今後どのような手続で処分されますか？ 成人の裁判と違う点は何ですか？

加害者が14歳以上の少年の場合、事件は捜査終了後、検察官から家庭裁判所に送致されます。14歳未満の場合には、児童相談所長に通告や送致をされ、児童相談所長等が家庭裁判所における保護処分が相当と判断した場合には、児童相談所長等から家庭裁判所に送致されます。

その後、家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に加害者の環境等について調査をさせるとともに、少年審判を行うかどうかを決定します。加害者は、この審判で、少年院送致や保護観察処分等の保護処分の決定を受けたり、調成や指導等の教育的措置を採ったことなどによって処分が不要な場合には、不処分の決定を受けます。また、加害者が行方不明で14歳以上であって、家庭裁判所が罪責等から刑事処分が相当と認められた場合には、事件は家庭裁判所から検察官に戻され（検察官送致決定）、その後、加害者は、成人と同じ公開の法廷で刑事裁判を受けることになります。

なお、少年審判は刑事裁判と違い非公開のため、傍聴することはできません。

記録の閲覧・コピーや処分結果の通知、被害者の意見を裁判官に伝えることなどについては、少年審判でも行うことができますが、刑事裁判と要件が異なる場合があります。詳しくは、事件を担当している家庭裁判所にお問い合わせください。

また、加害者が少年院送致や保護観察処分等の保護処分の決定を受けた場合は、被害者等の希望により、その処遇状況等について通知を受けることができますので、詳しくは、最寄りの少年鑑別所又はお住まいの都道府県にある保護観察所にお問い合わせください。

このほか、地方更生保護委員会が行う少年院からの仮退院の審理に当たって意見等を述べたり、保護観察所において被害に関する心情等を述べて、これを保護観察中の加害者（少年）に伝えてもらうこともできます。

Q13 被害によって生じた財産上の損害や精神的苦痛を賠償してもらうには、どうすればよいですか？

加害者が有罪か無罪か、有罪の際の刑罰の種類等については刑事裁判で判断しますが、被害により生じた損害については、民事上の問題

として、被害者が加害者と交渉するか、民事訴訟を提起して損害賠償を請求する必要があります。

なお、「損害賠償命令」という制度が平成20年12月までに導入されます。これは、被害者の申立てにより、その刑事事件を担当した裁判所が、刑事裁判手続の延長として損害賠償請求の審理も行い、加害者にその賠償を命ずるというもので、刑事裁判後、新たに民事訴訟を提起する負担が軽減されます。

Q14 加害者から示談の申出がありました。どうしたらよいですか？ また、「加害者を許します」という記載は必要ですか？

示談とは、当該事件の損害賠償等に関する「裁判外での当事者間の合意」のことです。示談の際の金額や、支払を一括とするか分割とするかも当事者の合意で決めます。分割払い等支払が将来となる場合は、支払が途中で止まる心配がありますが、「公正証書」や刑事訴訟を利用した「刑事和解」等を利用すれば、これらは民事訴訟の判決と同じ効力を持つため、加害者に財産があれば強制執行をすることができます。

示談をするか否かは、被害者ご自身の判断によりますが、釈放後や刑事裁判の終了後は、加害者が賠償の提案をしなくなる場合もあるため、判断が付かない場合には、弁護士に相談すると良いでしょう。

なお、加害者が、被害者から許しを得た旨の記載(宥恕)を強く求めることがあります。示談にこの記載が不可欠であるということではないため、実際に許すことができなければ記載する必要はありません。

Q15 犯罪により働き手が亡くなりました。生活費や子どもの学費はどうすればよいですか？

故意の犯罪により被害者が死亡した場合や、障害・重傷病になった場合等、重大犯罪の被害者やその遺族に対して、給付金が支給される制度(犯罪被害者等給付金支給制度)がありますので、警察で申請してください。

なお、この制度は、「犯罪行為による死亡や傷害等の発生を知った日」から2年以内又は「犯罪被害が発生した日」から7年以内に申請しないと請求することができなくなります。また、労働災害保険等の公的救済や加害者側からの損害賠償が得られた場合には、その分減額されることとなりますので、ご注意ください。

また、財団法人犯罪被害救援基金では、人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為により亡くなった方や、重度の障害を負った方の子等で、経済的理由により修学が困難な場合に、奨学金を給与しています。

Q16 被害者が相談するための機関はありますか？

被害者が被害直後等に相談するための機関としては、警察や弁護士会、民間被害者支援団体等があります。民間被害者支援団体では、電話や面談による相談や、病院・裁判所等への付添い、被害者自助グループへの援助等、様々な支援を行っています。また、犯罪被害者支援の総合窓口の設置や、被害者支援条例を制定している地方公共団体もあります。

法テラスでは、これら様々な機関・団体が行っている支援内容や連絡先についてご案内していますので、お問い合わせください。

Q17 弁護士は、どのような支援をしてくれるのですか？

弁護士は、法の専門家として、加害者に対して、その法的責任を迫り及して損害賠償を請求したり(民事事件)、加害者の処罰を決める裁判(刑事事件)において、被害者の付添いや記録の閲覧・コピー等を通じて刑事事件の内容を把握しそれを被害者に説明することや、検察官へ被害者の意見を伝えること、また、マスコミへの対応や折衝等、裁判の内外で様々な支援をします。

Q18 弁護士に相談したいのですが、どこで頼めばよいかわかりません。また、お金もかかりそうで心配です。

法テラスでは、犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、弁護士による法律相談等の支援を必要とされるときは、個々の状況に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士をご紹介します。

また、経済的にお困りの方が、費用の負担ができないために弁護士に相談ができないということのないよう、一定の要件に該当する方については、以下の援助制度をご利用いただくことができます。

まず、損害賠償等の民事裁判等手続に関しては、無料の法律相談や弁護士費用等の立替えを行う「民事法律扶助」の制度があります。また、生命・身体に対する被害やドメスティックバイオレンス(DV)、ストーカーの被害にあわれた方などが、告訴や法廷付添い等刑事事件や少年審判等手続、行政手続に関する援助を必要とする場合には、弁護士費用等の援助を行う「日本弁護士連合会委託援助」があります。

上記のほか、法テラスでは、犯罪被害者支援相談窓口を設置している弁護士会の電話番号等を紹介しておりますので、お問い合わせください。

※このほかにも、ホームページ <http://www.houterasu.or.jp/> でよくある質問と答を紹介していますので、ご覧ください。
※DVIについては、別途Q&Aリーフレットを作成しています。